



熊本県公報

第 1 2 5 4 8 号

平成 28 年 8 月 26 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定…………… (//) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止…………… (//) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の変更…………… (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 4
- 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 5

公 告

- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 「ふるさと熊本の樹木」登録樹の解除…………… (自然保護課) 6
- インターネット接続用サーバ及び関連機器の借入に係る一般競争入札の落札者等の決定…………… (情報企画課) 6
- 県が設置する公の施設における指定管理者の募集 (熊本県テ
クノ中央緑地及び本妙寺山緑地)…………… (都市計画課) 7
- 県が設置する公の施設における指定管理者の募集 (水俣広域
公園 (水俣港緑地を含む。))…………… (//) 8
- 県が設置する公の施設における指定管理者の募集 (熊本県農
業公園)…………… (農林水産政策課) 10

登 載 依 頼

- うなぎの採捕制限…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 12
- 平成 2 8 年度第 1 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催
…………… (公共事業再評価監視委員会) 12

正 誤

- 平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日熊本県規則第 4 7 号 (熊本県税条例
施行規則等の一部を改正する規則) 中…………… (税務課) 13
- 平成 2 8 年 3 月 3 0 日熊本県規則第 1 8 号 (熊本県税条例施
行規則の一部を改正する規則) 中…………… (//) 13

告 示

熊本県告示第 7 5 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 8 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
第二天草学園 短期入所事業 天草市本町下河内 6 8 0 番地	社会福祉法人啓明会 天草市本町下河内 6 8 0 番地 田中 育子	短期入所	平成 2 8 年 8 月 1 8 日

熊本県告示第757号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅介護支援事業者）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
NPO法人歩実の会 天草市亀場町亀川746番地1	ケアプランセンターひのわ 天草市新和町中田2270番地	平成28年6月27日

熊本県告示第758号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社タカヒロメディカル 熊本市中央区出水6-41-57	おおづ調剤薬局 菊池郡大津町大字大津字門出1207-7	平成28年6月6日
株式会社ファーマダイワ 熊本市南区流通団地一丁目56番地	ハロー薬局 菊池郡大津町室226-1	平成28年6月23日
社会医療法人芳和会 熊本市中央区神水一丁目14-41	菊陽病院 菊池郡菊陽町大字原水5587	平成28年6月1日
株式会社メディカルインテリジェンス 上天草市姫戸町姫浦964	2号橋 ぐらしの薬局 上天草市大矢野町中4445-4	平成28年7月5日

（介護予防居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社タカヒロメディカル 熊本市中央区出水6-41-57	おおづ調剤薬局 菊池郡大津町大字大津字門出1207-7	平成28年6月6日
株式会社ファーマダイワ 熊本市南区流通団地一丁目56番地	ハロー薬局 菊池郡大津町室226-1	平成28年6月23日

（小規模多機能型居宅介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社せせらぎ 上益城郡甲佐町白旗986	小規模多機能ホームほたる 上益城郡甲佐町大字上早川22-1	平成28年6月30日

（介護予防小規模多機能型居宅介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社せせらぎ 上益城郡甲佐町白旗986	小規模多機能ホームほたる 上益城郡甲佐町大字上早川22	平成28年6月30日

- 1		
(訪問介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社ケアステーションエクリュ 荒尾市荒尾 4 1 8 6 - 1	株式会社ケアステーションエクリュ 荒尾市荒尾 4 1 8 6 - 1	平成 2 8 年 7 月 1 日
(介護予防訪問介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社ケアステーションエクリュ 荒尾市荒尾 4 1 8 6 - 1	株式会社ケアステーションエクリュ 荒尾市荒尾 4 1 8 6 - 1	平成 2 8 年 7 月 1 日
有限会社ハートフルハウス 宇土市浦田町 1 5 0 番地	指定訪問介護サービス事業所とどろき 宇土市浦田町 1 5 0	平成 2 8 年 5 月 1 日
(介護予防通所介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
特定非営利活動法人温心会 宇土市浦田町 1 5 0 番地	指定通所介護サービス事業所温心館 宇土市栗崎町 7 3 6 - 1	平成 2 8 年 5 月 1 日

熊本県告示第 7 5 9 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の休止の届出があつたので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるもの場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 8 年 8 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
医療法人社団葵遙会 上天草市大矢野町中 1 3 1 4 番地の 1	佐々木整形外科 上天草市大矢野町中 1 3 1 4 番地の 1	平成 2 8 年 6 月 3 日

熊本県告示第 7 6 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があつたので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 8 年 8 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(居宅介護支援事業者)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人恵寿会 上益城郡御船町辺田 見 8 4 0 - 9	介護支援センターグリーンヒルみふね 上益城郡御船町辺田	事業所の名称		平成 1 8 年 4 月 1 日
		「グリーンヒルみふね	介護支援センターグリ	

	見840-9	」指定居宅 介護支援事 業所	ーンヒルみ ふね	
社会福祉法人恵寿会 上益城郡御船町辺田 見840-9	介護支援センターグ リーンヒルみふね 上益城郡御船町辺田 見840-9	事業所の所在地		平成18年 4月1日
		上益城郡御 船町辺田見 1262- 1	上益城郡御 船町辺田見 840-9	

熊本県告示第761号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
NPO法人創源	訪問看護ステー ションそうげん	菊池市限府49 4番地16大忠 ビル	平成28年 9月1日	訪問看護

熊本県告示第762号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防
サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示
する。

平成28年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
NPO法人創源	訪問看護ステー ションそうげん	菊池市限府49 4番地16大忠 ビル	平成28年 9月1日	介護予防訪問 看護

熊本県告示第763号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則
（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器
以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定によ
り公示する。

平成28年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に
掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 検査区域
人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及
び球磨村
- 検査日等

検査日	検査受付時間	検査場所
平成28年10月3日	午前11時から正午まで	神瀬多目的集会施設
平成28年10月3日	午後1時30分から午後4時まで	石の交流館やまなみ
平成28年10月4日	午前9時から午後4時まで	渡多目的集会施設
平成28年10月5日	午前9時から午後3時まで	水上村役場
平成28年10月6日	午前9時から午後2時30分まで	湯前町役場
平成28年10月11日	午前10時30分から午後4時ま で	あさぎり町上支所
平成28年10月12日	午前9時から午後4時まで	あさぎり町役場本庁舎

平成28年10月13日	午前10時から正午まで	相良村田代生活改善センター
平成28年10月13日	午後1時30分から午後4時まで	相良村ふれあいセンター
平成28年10月14日	午前9時から午後2時30分まで	錦町青年会館
平成28年10月17日	午前11時から正午まで	黒肥地公民館（黒肥地幼稚園跡）
平成28年10月17日	午後1時30分から午後4時まで	久米公民館
平成28年10月18日	午前9時から午後4時まで	多良木町畜産センター
平成28年10月19日	午前9時から正午まで	五木村役場
平成28年10月19日	午後1時30分から午後3時まで	五木村宮園憩いの家
平成28年10月20日	午前9時から午後3時まで	山江村役場
平成28年10月24日	午前10時から午後4時まで	人吉球磨能力開発センター
平成28年10月25日	午前9時から午後4時まで	東西コミュニティーセンター
平成28年10月26日	午前9時から午後3時まで	東西コミュニティーセンター

4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年8月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡下田線	天草市本渡町字子種水 4470番8地先から 天草市本渡町字木賊河内 4671番地先まで	前	5.1 ～ 21.3	203.5	単道改
			後	12.3 ～ 30.3		

2 区域を変更する期日 平成28年8月26日

熊本県告示第765号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社レインボー	ヘルパーステー ション・レインボ ー	玉名郡和水町中 和仁1327番 地	平成28年 9月1日	訪問介護

熊本県告示第766号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとお

り指定したので、公示する。
平成28年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社レインボー	ヘルパーステーション・レインボー	玉名郡和水町中和仁1327番地	平成28年9月1日	介護予防訪問介護

公 告

熊本県公告第530号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成28年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1288号	炭酸カルシウム肥料	6.0炭酸苦土石灰	アルカリ分：54.0 可溶性苦土：6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	木葉石灰企業組合 熊本県玉名郡玉東町大字木葉1101番地	平成34年8月24日

熊本県公告第531号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字辺田見字中道162番4の一部、同162番5、同163番4の一部、同179番1、同179番2、同179番3、同181番2並びに里道及び水路
3,606.03平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津五丁目13番12号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第532号

次に掲げる樹木について、「ふるさと熊本の樹木」の登録を解除したので、ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項（昭和55年熊本県告示第419号）第9条第2項の規定により、次のとおり公告する。
平成28年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	名称	樹種	所在地
25	税所家のエノキ	ニレ科エノキ	錦町大字一武字中園3871

熊本県公告第533号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。
平成28年8月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
インターネット接続用サーバ及び関連機器の借入 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年7月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 九州支店
福岡県福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- 5 落札金額
91,628,800円（うち消費税及び地方消費税の額8,228,800円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成28年6月14日

熊本県公告第534号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成28年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 熊本県テクノ中央緑地
 - ア 所在地 熊本県上益城郡益城町田原上面の平2081-1ほか
 - イ 面積 5.0ヘクタール
 - ウ 施設の概要
 - (ア) 園路及び広場 園路、集いの広場、泉の広場、のびのび広場等
 - (イ) 修景施設 植栽、芝生、噴水、滝等
 - (ウ) 休養施設 ベンチ、休憩所
 - (エ) 便益施設 駐車場、便所2棟、水飲場
 - (オ) 管理施設 照明設備、機械室1棟、給排水設備等
 - (カ) 遊戯施設 ジャングルジム・滑り台等複合遊具
 - (2) 本妙寺山緑地
 - ア 所在地 熊本市西区花園六丁目地内
 - イ 面積 6.9ヘクタール
 - ウ 施設の概要
 - (ア) 園路及び広場 園路、階段等
 - (イ) 修景施設 植栽等
 - (ウ) 便益施設 駐車場、案内板
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地（以下「緑地」という。）の維持及び修繕に関する業務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が緑地の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置及び暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他の団体の業務を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
- ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (2) 申請書の提出先

熊本県土木部道路都市局都市計画課（県庁行政棟本館11階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2522（内線6187）
- (3) 提出期間

平成28年9月16日（金）から平成28年9月27日（火）までの午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。なお、電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。
- (4) 提出部数

正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定

平成28年10月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付

5の(2)に掲げる場所で、平成28年8月26日（金）から平成28年9月27日（火）までの間に交付する。
- 8 説明会
 - (1) 熊本県テクノ中央緑地
 - ① 日時 平成28年9月2日（金）午前10時30分
 - ② 場所 熊本県テクノ中央緑地「のびのび広場」
 - (2) 本妙寺山緑地
 - ① 日時 平成28年9月2日（金）午後2時
 - ② 場所 本妙寺山緑地「駐車場」
- 9 留意事項
 - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 委託料は、緑地の維持管理に係る経費とする。
 - (4) 問合せ先

5の(2)に同じ。

熊本県公告第535号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成28年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称 水俣広域公園（水俣港緑地を含む。）（以下「広域公園」という。）
 - (2) 所在地 水俣市汐見町一丁目231-12ほか
 - (3) 面積 41.4ヘクタール

- (4) 施設の概要
 - ア 園路及び広場 園路、花の里、テニスの森、健康の森、スポーツの森、潮騒の広場、親水緑地、海の広場、こどもの広場等
 - イ 修景施設 竹林園、植栽、芝生、水路、滝、水鳥の池、花の回廊等
 - ウ 休養施設 ベンチ、休憩所等、ナーサリー1棟、展示室1棟
 - エ 便益施設 駐車場、便所14棟、水飲場等
 - オ 管理施設 管理棟1棟、機械室1棟、照明設備、給排水設備等
 - カ 教養施設 ナーサリー1棟、展示室1棟
 - キ 運動施設 陸上競技場、テニスコート8面、グラウンドゴルフ場、多目的広場3面、ソフトボール場3面等
 - ク 遊戯施設 ジャングルジム・滑り台等複合遊具、舟型遊具、ウォーターラウンボリン等

- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 熊本県都市公園条例第5条第2項の有料公園施設の利用の許可に関する業務
 - (2) 広域公園の維持及び修繕に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が広域公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
 - 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 参加資格
 - 次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置及び暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手續
 - (1) 申請書類
 - 申請に当たっては、次の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 水俣広域公園（水俣港緑地を含む。）指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他の団体の業務を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - (2) 申請書の提出先
 - 熊本県土木部道路都市局都市計画課（県庁行政棟本館11階）
 - 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - 電話番号096-333-2522（内線6187）
 - (3) 提出期間
 - 平成28年9月16日（金）から9月27日（火）までの日の午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。なお、電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。
 - (4) 提出部数
 - 正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定
 - 平成28年10月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に県に

- において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成28年8月26日(金)から9月27日(火)までの間に交付する。
- 8 説明会
(1) 日時
平成28年9月7日(水)午後1時30分
(2) 場所
広域公園「インフォメーションセンター」前
- 9 留意事項
(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
(3) 委託料は、広域公園の維持管理に係る経費とする。
(4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第536号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成28年8月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
熊本県農業公園(以下「農業公園」という。)
(2) 場所
合志市栄3802番地4ほか
(3) 施設の規模等
ア 敷地面積 279,059平方メートル
イ 主な施設 芝生広場、バラ園、カントリータワー等
- 2 指定管理者が行う業務
(1) 農業に関する県民の理解と興味を深めるための業務
(2) 農業に関する資料の展示、情報の収集及び提供
(3) 展示、研修及び会議のための施設の提供
(4) 農業公園の入園に関する業務
(5) 農業公園の使用の許可に関する業務
(6) 農業公園の利用料金に関する業務
(7) 農業公園の施設、設備及び備品の維持及び修繕に関する業務
(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、農業の振興及び発展に必要な業務及び指定管理者が農業公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 管理に要する経費
農業公園の管理に要する経費は、利用料金収入及び熊本県から支払う委託料によって賄うこととする。このうち熊本県が支払う委託料の額は、熊本県が定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託料の提案を求める。
- 5 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 熊本県内に事業所を有すること。
(3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書(以下「合意書」という。)に基づく排除措置を受けていないこと。
(4) 労働者災害補償保険に加入していること。
(5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
 - ア グループを構成する法人等の中から熊本県に対する窓口として代表団体を選出すること。
 - イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
 - ウ 6(1)ウからクまで並びにケ(ウ)及び(エ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
 - エ 申請については、一のグループにつき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
 - オ 代表団体は(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、その他の構成員は(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 6 申請の手続
 - (1) 申請書類
 - ア 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
なお、熊本県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
 - イ 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）
 - ウ 熊本県農業公園指定管理者事業計画書及び収支計画書
 - エ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
 - オ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - キ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
 - ク 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
 - ケ 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - コ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 熊本県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金の請求・受領をする団体等を明らかにした書類）
 - (ウ) 指定申請に係る誓約書
 - (エ) 合意書に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関するの申立書
 - (2) 申請書類の提出先
熊本県農林水産部農林水産政策課総務班（県庁行政棟本館8階）
郵便番号862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2362（直通）
 - (3) 提出期間
平成28年9月16日（金）から平成28年9月27日（火）までの日（熊本県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。
 - (4) 提出部数
正本1部、副本8部（副本については、写しで可）
- 7 指定管理候補者の選定
指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に熊本県において指定管理者を選定する。
- 8 募集要項の交付
6(2)に掲げる場所で、平成28年8月26日（金）から平成28年9月27日（火）までの間に交付する。
- 9 現地説明会
 - (1) 日時
平成28年9月6日（火）午前10時30分
 - (2) 場所
農業公園
 - (3) その他
現地説明会への参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書を6(2)の提出先にあらかじめ提出すること。
- 10 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、熊本県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 11 その他
- (1) 指定管理者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、熊本県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 問合せ先
6(2)に同じ。

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第166号

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、うなぎの採捕について次のとおり指示する。

平成28年8月26日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

- 1 採捕を禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 禁止区域
天草不知火海区（熊本県宇城市三角町（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び苓北町の地先海面）
- 4 適用除外
熊本県漁業調整規則第48条の規定により、知事の許可を受けて採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 5 指示の期間
平成28年8月26日から平成31年3月31日まで

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号

平成28年度第1回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成28年8月26日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成28年9月2日（金）
午前9時30分から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 地下1階 地下大会議室
- 3 議事
平成28年度公共事業再評価対象事業について
- 4 傍聴者の定員
30人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
 (2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）
電話096-333-2490

正 誤

平成27年12月28日熊本県規則第47号（熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
45	県税条例第109条第1項第4号	県税条例第条第1項第4号

ページ	行	正	誤
64	31	別記第15号様式	別記第15様式

平成28年3月30日熊本県規則第18号（熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6	9	取り消します。	取り消します。

ページ	正	誤
13	法第15条の7第4項該当	法第15条の7第4項該
	法第15条の7第5項該当	法第15条の7第5項該